

熊本県監査委員公告第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により平成30年6月11日、12日及び7月2日に実施した病院局定期監査の結果に基づき講じた措置を、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成31年1月7日

熊本県監査委員 濱 田 義 之
同 竹 中 潮
同 氷 室 雄一郎
同 田 代 国 広

監 査 対象機関	監 査 の 結 果	措 置 状 況 等
病院局	<p>(障害者雇用促進企業等からの追加見積について)</p> <p>前々年度監査及び前年度監査において、障害者雇用促進企業等を1者追加して見積書を徴取していないことを課題としていたが、今年度の監査においても、産業廃棄物の収集運搬業務及び処分業務委託等において、追加徴取されていない。</p> <p>障害者雇用促進企業等からの物品等の調達に関する要綱に基づき、障害者雇用促進企業等を1者追加して見積書を徴取すること。</p>	<p>局内の契約業務について、施行同等にチェックリスト（障害者雇用促進企業等の項目も記載）を添付し、複数職員によるチェックを行っている。</p>